

ID: 198

担当部署: 市民生活部 市民室 上宮川文化センター

処分の概要	使用料の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立上宮川文化センターの設置及び管理に関する条例 第9条ただし書		
例 規 番 号	昭和61年条例第11号		
【根拠条文】 (使用料の還付) 第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長において特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。 【基準】 根拠条文及び芦屋市立上宮川文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則第8条の規定による。 (使用料の還付) 第8条 条例第9条ただし書の規定による既納の使用料は、使用者の責めによらない事由によつて使用することができないときは全額還付する。 2 前項の還付を受けようとする者は、市長が別に定める様式を市長に提出しなければならない。ただし、第4条第2項に定める方法により、使用許可の申請をした者については、この限りでない。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和7年4月1日